

大津留求議員

ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い2点質問します。

まず、伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の見直しについてお尋ねします。

2010年に普遍的な視点と個別課題の視点で策定された「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」（以下「基本方針」）は、市民と行政が一体となり、人権が尊重されるまちの実現を目指すものです。あれから11年。今年6月から、伊丹市人権教育・啓発施策審議会（以下「審議会」）において、「基本方針」の「見直し」議論が行われています。12月までに計6回の審議を行い、2022年1月には答申を出し、パブリックコメントを経て、3月には新「基本方針」が策定される予定とお聞きしています。以下お尋ねします。

まずこの間、国では2016年に人権三法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）が施行される一方、インターネット上の差別書き込みは酷くなるなど、大きく社会は変わっています。そんな背景も含め、市は現在の「基本方針」をどのように検証・総括しているのでしょうか。

次に今回、「基本方針見直し」のために設置した「審議会」は8名です。その内訳は女性が2名、市民は1名です。なぜ性別同数にしなかったのか、市民を増やさなかったのか、お尋ねします。

3点目にこの間、「基本方針」の進捗状況をチェックするため、市は人権に関わる当事者団体の代表からなる伊丹市人権教育・啓発推進会議（以下「推進会議」）を設置し、具体的差別事象や、その時々課題について話し合いを続けてきた実績があります。なぜ「推進会議」のメンバーや当事者を「審議会」に入れなかったのか、お尋ねします。

4点目に、「基本方針」策定のため、前回は専門会議を8回、教育・啓発会議を9回、課題別会議を19回開催し、2年ほどかけて丁寧に審議されたとお聞きしています。今回は実質半年余り6回の審議スケジュールしか予定されていません。このような予定で地域の事情も盛り込んだ新しい「基本方針」を策定できると考えたのか、お尋ねします。

5点目に、新「基本方針」策定後の周知・啓発の取り組みが大変重要です。行政はもちろん、市民を巻き込んで活かしていかないと意味がありません。特に人権研修会や講習会に“関心が無い”方々にどう届けるのかが大きな課題です。

また子どもたちへの啓発に重要な役割を果たす学校では、近年若い教職員の方々が増えており、歴史的経緯も含め、しっかりとした研修が必要です。周知・啓発について、具体的な方法や意気込みをお尋ねします。

6点目に、個々の行政職員が人権意識を高めなければ、行政事務システムとして人権侵害が起こる

構造になっている場合があります。最近の事例では、（A）本名で生活されている外国籍市民へ通称名で新型コロナワクチン接種券が送付され、接種会場での本人確認作業で苦勞した問題、（B）児童扶養手当の受給資格の更新で窓口に来た市民が、妊娠や交際相手の有無を問われる「窓口ハラスメント」問題などが挙げられます。行政職員への周知徹底方法についてお尋ねします。

7点目に、新「基本指針」に関する進捗状況のチェック方法をどのように考えられているのか、また市民向け報告集会の開催を提案しますが、見解を伺います。

次に演劇ホール（アイホール）活用問題から文化・芸術を考えます。

今年6月24日の都市企業常任委員協議会で、「演劇ホールの活用について」報告があつて以降、本市は演劇ホール（アイホール）活用問題で揺れています。

初めに文化・芸術に対する市長の見解を伺います。

まず、自治体が公共施設として文化・芸術施設を持つ意味・意義についてお尋ねします。

次に、文化・芸術施設は多くの場合、独立採算運営は出来ません。また何をもって低いというかの基準自体が曖昧ですが、市民使用率が低い施設もあります。

それらの施設に対し、近年「税金をつぎ込むのは無駄だ」という声を聞くようになりました。そのような考えに対する見解をお尋ねします。

続きまして、教育長にお尋ねします。教育長は、子どもの「非認知能力」を高めることは人生にとって極めて重要、という趣旨の発言をよくされています。私も同感です。特に、社会のICT化やIGAスクール構想が進む現在、主体性や協調性、忍耐力、表現力、多様性、思考力など点数や指標などで明確に認知できるものではない「非認知能力」、簡単に言えば「生きる力」を身に着けることが、より重要になっていると実感しています。文化・芸術に触れることが、就学前の子どもから中高生までの「非認知能力」を伸ばすにあたり、どのような意味があると考えておられるか、見解を伺います。

次に2018年に策定された「伊丹市の文化振興施策にかかる指針」（以下「指針」）についてお尋ねします。「指針」の「（1）文化振興施策にかかる指針について」は次のような文章があります。

『文化芸術が生み出す価値の、社会への波及や、教育、観光などの分野との関係性を意識しながら、本市の持つ文化資源を最大限に活用し、本市の文化芸術の振興を図り、次の世代に引き継いでいくために「伊丹市の文化振興施策にかかる指針」を、ここにまとめました。』

まず市の施策決定過程において、「指針」はどのような位置づけをされているのかお尋ねします。

次に「指針」において、どのような基本方針を定めているのか概略をお尋ねします。

最後に「指針」を読む限りでは、アイホールをしっかりと活用するとはしか読めませんが、どのような

議論から、今回のアイホールの用途変更が考えられたのかをお尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。2回目以降は一問一答で行います。

市長藤原保幸

私からは、演劇ホールについての数点のご質問にお答えいたします。

まず、「自治体が公共施設として文化・芸術施設を持つ意味・意義について」ですが、私は、2005年の市長就任以来、文化・芸術については、豊かな市民生活のために欠かせないものであり、市民の身近にあるべきものという考えのもと、様々な文化施策を進めてまいりました。その中心となる施設が、中心市街地にあります、いたみホール、音楽ホール及び演劇ホールの文化3館と、今議会でご提案させていただいております伊丹ミュージアムでございます。

私の市長就任当初は、これらの施設において、積極的にソフト事業を展開すべき時期であったことから、これら施設を最大限に活用し、文化を市民にとって身近なものとする取り組みに尽力してまいりました。

その結果、市民に、文化・芸術に触れる機会を多く提供することができ、また、そこから、さらに多くの文化に係る市民団体が結成され、市民が提供した文化・芸術が、さらに市民に還元されるといった効果も生まれてきました。

市が文化・芸術施設を持つ意味・意義については、このように、市民の皆さまに、多くの文化・芸術に触れていただくことにより、市民の豊かな暮らしが創出され、さらに、市民自らが文化・芸術活動を行うことにより、充実した市民生活が送れるものと考えており、今後も、地域に一番身近である基礎自治体として、より市民に身近な文化・芸術施策を推進してまいりたいと考えています。

次に、「税金をつぎ込むのは無駄だ」という考えについてですが、文化・芸術施策において、それらの施策を独立採算で行うことは非常に困難であります。そのため、市民福祉の向上のために、市民からお預かりした税金を活用し、文化・芸術施策を実行することは、地方自治体の役割であり、これまでも、市民の皆さまのご理解をいただきながら推進してきたところであります。しかしながら、地方自治体においても、高度経済成長期の時代のように、財源が十分に確保されている時代は終わり、経営戦略が必要な時代に入っているところであります。

限りある財源を効果的に執行し、市民サービスを提供していくことは、地方自治体の使命であり、説明責任をしっかりと果たすとともに、しっかりとした成果をあげていくことによって、市民全体の理解につなげていきたいと考えているところでございます。その上で、今回、演劇ホールについて、様々な議論があるわけですが、今後、市民ニーズをしっかりと受け止め、さらに、議員の皆さまにも

ご議論いただく中で、文化施策を進めてまいりたいと考えています。

市民自治部長下笠正樹

私からは、「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の見直しについて」の数点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「現在の基本方針をどのように検証・総括しているのか」についてですが、本市では、平成22年に策定した「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づき、人権啓発センターを中心に、さまざまな人権教育・啓発に取り組んでまいりました。教育・啓発のみでなく相談などの人権擁護も含めた諸施策を、市全体で推進し、その取組結果は、毎年度、啓発記事とともに、「人権教育・啓発白書」の形に取りまとめております。白書はHP等で公表し、庁内各課や市民で共有するとともに、伊丹市人権教育・啓発推進会議に報告し、意見を聴くなどして、取組を推進してきたものです。

また、施策の推進に当たっては、行政だけでなく、人権擁護委員、人権教育指導員、人権啓発推進委員のほか、多くの市民、市民団体、事業者等との協働を図ってまいりました。

この10年の間、人権フェスティバルや「差別を許さない都市宣言制定記念市民集会」の実施、人権啓発標語・作文・ポスターの募集、地域での市民による研修会の開催支援、街頭啓発活動の実施など、市民とともに人権啓発・教育活動を着実に進めてまいりました。また、平成23年度には、インターネット上の人権侵害の早期発見・拡散防止のためのモニタリング事業の開始、平成27年度には、身元調査に繋がる住民票等の不正取得の防止のための本人通知制度の導入、議員ご案内の、平成28年度の人権三法の施行に合わせた講演会等による周知啓発の実施、平成29年度には性的マイノリティのための相談窓口の開設と、それに伴う性の多様性に関する研修会等の実施など、さまざまな人権課題について、あらゆる場における教育・啓発等を推進してまいりました。昨年度は、同性パートナーシップ宣誓制度の導入や、コロナ差別に係る研修会開催やチラシ、HP等による啓発を行ったところです。

これらの取組の結果、5年に一度実施する「人権に関する市民意識調査」におきましても、「市民一人ひとりの人権意識は5～6年前に比べて高くなっている」と思う市民の割合が10年前に比べ、高くなっており、徐々にではありますが、着実に人権教育・啓発の成果が出てきているものと考えております。このように、基本方針は、この10年間、十分な役割を果たしたものと認識しております。

しかしながら、議員ご案内のとおり、この10年ほどの間の社会状況の変化は著しく、人権三法の制定のほか、少子高齢化、グローバル化、情報化の加速、人の価値観の変化、人とのつながりの希薄化やコミュニケーションのあり方の多様化など、人権を取り巻く状況は大きく変化しています。近年

においては、インターネット上の人権侵害の深刻化や、性の多様性に関する更なる理解の必要性、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により浮彫りになった様々な偏見・差別など、人権課題も一層複雑多様なものとなっています。そのため、基本方針を、これら人権を取り巻く状況の変化に対応した、今日的な人権教育・啓発の方針として見直す必要があると考えております。

次に、2点目の「審議会の委員について、なぜ性別同数にしなかったのか、市民を増やさなかったのか」についてですが、まず、審議会委員の構成については、学識経験者3名、人権擁護委員1名、関係団体を代表する者3名、公募市民1名の計8名となっております。議員もご指摘のとおり、女性が一定数いることは望ましいと考えており、女性委員の登用に留意しながら検討いたしました。委員の具体的な選定に当たって、市内の人権問題に広く関わりのある団体や学識者の専門分野等、審議内容との関連性・必要性を第一とする中で、性別による選択の余地が少なくなり、結果的に2名となったものです。また、市民公募を1名にした理由につきましては、委員総数が8名という構成を考えた場合、公募市民は1名が妥当であると考えたものです。

次に、3点目の「なぜ推進会議メンバーや当事者を審議会に入れなかったのか」についてですが、議員ご案内のとおり、本市では平成17年度から、本市の人権教育・啓発の施策について広く意見を求めるため、各人権課題について当事者の実情等をよく把握する関係団体等で構成された、伊丹市人権教育・啓発推進会議を設置しており、これが、長年、審議会に準じた位置付けで、市民・関係者の意見聴取の場として機能しております。

一方、今回設置した審議会は、本市の現状や人権を取り巻く社会環境の変化も踏まえながら、普遍的、今日的な視点を盛り込んだ、本市の人権教育・啓発の方向性を定める方針となるよう、全体的に見直し、案の作成を願うものであり、専門的で偏りのない視点と集中的な議論が必要となるものです。

基本方針の見直しに当たっては、既存の推進会議の意見聴取機能を生かしつつ、推進会議と審議会との役割の違いを踏まえて併存させ、かつ、両者の意見の情報共有を図ることで、メンバーを重複させずとも、基本的な方向性を定める方針の見直しは適切に行えるものと考えたものです。

次に、4点目の「6回の審議会でも地域の事情も盛り込んだ方針を策定できると考えたのか」についてですが、今回の方針の見直しに当たっては、前回の策定時にはなかった審議会を新たに設置し、学識経験者を中心とする専門的見地からの審議をお願いしていること、また、新規策定ではなく、土台となる現行の基本方針があり、その見直しであることから、予定回数で可能と考えたものです。

次に、5点目の「関心がない人にどう届けるのか、若い教職員への研修などの具体的な方法や意気込みについて」ですが、議員ご指摘のとおり、新たな基本方針を策定した後の職員、市民等への周知啓発は、大変重要であると考えております。また、そもそも、人権に関心がない市民に対する啓発や、

若い教職員の資質向上については、担当部局としても課題の一つとして捉えております。

人権が尊重されるまちを実現するには、人権に関心のない市民も含め、広く市民が、身近な人権問題を自分事として捉えられるよう、当事者意識を醸成することが大切で、策定される基本方針の趣旨を踏まえ、あらゆる機会を捉えて、様々な手法により、親しみやすい人権啓発となるよう工夫した啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、子どもの人格形成や人権意識を高める上で、非常に重要な役割を持つ教職員については、人権に関する問題意識と個々の子どもに適切に対応できる人権知識や人権感覚を常に磨いていることが求められますが、特に、若い教職員については、引き続き、学校等でのOJT、研修等のほか、新たな基本方針の内容について、基本的な知識として理解されるよう、学校等と連携してまいりたいと考えております。

次に、6点目の「人権侵害が起こる場合もあるため、庁内の周知徹底の方法」についてですが、議員が引用されたワクチン接種に係る通称名の件と、児童扶養手当の申請時の確認事項の件は、いずれも行政上の理由のあるもので、その行為そのものが人権侵害に当たるものではありません。しかしながら、公務を行う行政職員においては、市民には多様な状況や背景があることから、常に人権に配慮した対応や接遇が求められます。人権研修を体系的かつ継続的に実施していく中で、職員が人権尊重の視点に立った職務の遂行を行えるよう意識・資質の向上を図ってまいります。また、職務に関して人権に関する重要な問題等が生じた場合には、関係所属と連携を密にして対応し、必要に応じ、庁内に注意喚起等を行うこととしております。

最後に、7点目の「新指針に関する進捗状況のチェック方法や、市民向け報告集会を、どのように考えているのか」についてですが、現在は、冒頭でも申し上げましたとおり、「人権教育・啓発白書」の作成・公表や、人権教育・啓発推進会議での報告等で行っておりますが、これらと共に、新たな基本方針の進捗状況や、その市民への周知のあり方については、新たな基本方針に盛り込む内容・範囲が定まった上で、より効果的な方法の有無について検討する予定です。

教育長木下誠

私から、「文化・芸術に触れることが、就学前の子どもから中高生までの非認知能力を伸ばすのに、どのような意味があるのか」について私の見解を申し述べさせていただきます。

私が、「非認知能力」に関心を持ち、その育成を強く意識するようになったのは、「幼児教育改革」に取り組んだことがきっかけです。それまでは、「読み・書き・計算」のような数値で測れる学力、すなわち「認知能力」を向上させることが、子どもたちの人生を豊かにするために重要だと考えてお

りました。

「幼児教育改革」において「質の確保」と「量の確保」に取り組む中で、「幼児教育の質の確保」において大きな刺激を受けたのが、ノーベル経済学賞を受賞したシカゴ大学ジェームズ・ヘックマン教授の研究「ペリー就学前プログラム」でした。このプログラムに基づく40年間にわたる追跡調査から、幼児期において、自主性や協調性、忍耐力、自制心といった「非認知能力」を育成することが、子どもたちの将来を豊かにすることを知りました。また、「非認知能力」の育成は、幼児期における教育・保育の効果が極めて高いことを知りました。

そのようなことから、幼稚園、こども園、保育所においては、「遊び」の時間を十分確保し、指導者が一から十まで指示するのではなく、子どもたちが興味を持ち、創意工夫して遊べる環境を整えることに力を入れてまいりました。そして、「遊び」において、子どもたちが考えたり、工夫したり、友だちと協力したりする体験を通して、「非認知能力」が育まれるよう取り組んできたところです。このことは、本市の幼児教育ビジョンに明記し、公私立を問わず全ての幼稚園、こども園、保育所で実践しております。

小・中・高等学校においては、幼児期に培った「非認知能力」をさらに伸ばすために、力を入れてきたのが、修学旅行や自然学校、体育大会、文化祭、部活動などの体験活動です。これらの体験活動においては、事前準備から事後学習に至る全ての過程で、子どもたち自身が考え、議論し、創意工夫する活動を通して、思考力や判断力、コミュニケーション力、協調性、粘り強さなどの「非認知能力」の育成に取り組んでまいりました。

文化や芸術活動につきましては、音楽や美術などの教科や演劇部や吹奏楽部等の文化部活動において、作品の制作や鑑賞を通して、創造力や感性、自主性などの「非認知能力」を育成してまいりました。また、観劇会や音楽鑑賞会などに参加するなど、本物に触れる活動を通して、鋭い感性や感動する心、優しさ、思いやりの心を育てまいりました。このような活動を通して、自分のよさに気づいたり、将来の夢が広がったり、生涯の仕事に文化・芸術に係る仕事を選択したりする子どもも出てきました。

特に、今の時代、子どもたちに求められている「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」は、教科の学習だけでは、なかなか育成することは難しく、人と触れあったり、自然と触れあったり、文化・芸術に触れることが必要です。

しかし、文化や芸術に触れたり、体験したりすることは子どもたちに均等に機会が与えられているものではありません。そのようなことから、幼児期から高等学校まで、学校教育において、さまざまな文化・芸術に触れる機会を創出する必要があると考えています。

今後も、幼児教育や学校教育において、子どもたちが「遊び」やさまざまな体験活動、文化・芸術活動などの機会を充実し、「非認知能力」の育成に取り組んでまいりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

都市活力部長西本秀吉

私からは、「演劇ホールの今後の事業展開」についての数点のご質問についてお答えいたします。

まず、最初に、「市の政策決定において、「指針」どのような位置づけか」についてですが、本市の文化振興施策につきましては、平成30年に取りまとめました、「伊丹市の文化振興施策にかかる指針」を基本に取り組んでおります。当該指針の中では、昭和55年、市長部局に文化企画課が設置されたのを端緒として、そこから現在までを3つの時系列に分類し、国の動きや、これまで実施してきた文化振興施策についてまとめています。

昭和62年には、芸術文化を振興するため、芸術文化振興基金を設置し、劇場都市の考えを打ち出しております。この時期を市の文化振興施策の新たなスタートと位置づけ、それ以降、様々な文化施策を展開することにより、個性的な都市イメージの構築とアピールを推進する事業を展開いたしました。時期を同じくして、昭和63年に演劇ホールが開館しております。

その後、阪神淡路大震災を経験し、平成9年には「共感」をキーワードとした文化振興ビジョンが提言され、市民文化の継承と発信及び文化事業への参加拡大を主な施策として芸術文化のまちづくりを進めてまいりました。

国におきましては、現在の「文化芸術基本法」にあたる「文化芸術振興基本法」が平成13年に施行され、平成24年には、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が制定されており、国における文化振興施策が示されました。一方、本市では、本格的な人口減少社会の到来など社会情勢を踏まえ、「伊丹創生人口ビジョン」をはじめ、「伊丹市行財政プラン」や、「伊丹市公共施設再配置基本計画」、「伊丹市公共施設マネジメント基本条例」などが策定され、将来を見据えた持続的な行政経営のための取組みが進められている状況を踏まえつつ、「文化芸術が市民の暮らしの中に身近なものとしてある」ために、「～芸術文化がそばにあるまち～」を文化振興の基本理念とし、現在も取り組んでいるところでございます。

また、本指針は、第5次総合計画の政策目標③「にぎわいと活力にあふれるまち」のうち、施策目標1「個性とにぎわいのあるまちづくり」、主要施策(4)「芸術文化のまちづくり」の実現に向けて、文化芸術からの取組みを進めていくためのものとしており、その考えは、第6次総合計画に引き継がれているところです。

次に、「文化振興施策にかかる指針」においての、基本方針の概略についてですが、まず、基本方針1「文化芸術が身近にあるまちを目指します」では、子ども達には、気がついたら文化芸術を体験していた、大人達には文化芸術で余暇を充実させていく取り組みを進めていくとともに、文化芸術に携わる市民の協力も得ながら、生活の中に文化芸術がある状況を目指していくことを定めています。

次に、基本方針2「人と人がつながる場所として文化施設を活用します」では、現代社会においては地縁や血縁ほど強くない、ゆるやかな共同体も必要であり、重層性のある社会が様々な問題解決の糸口にもなりえることから、劇場、会館での文化芸術を通じて世代間の溝を埋め、人と人が出会いつながる場所として文化施設を活用していくことを定めています。

次に、基本方針3「市民の主体的な文化活動を支援します」では、市民がより充実した文化創造活動を行い、自分流の楽しみと出合えるように、創作や発表活動に対する支援などに取り組む「創造への支援」や、市民がより多くの文化に触れ、楽しめる事業の種類や楽しみ方が広がるよう、鑑賞演劇活動への支援や鑑賞教育を促進する「鑑賞への支援」、また、行政による支援だけでなく、市民や企業等による支援に取り組む「市民等による支援」の3つの取り組みを進めて行くことを定めています。

次に、基本方針4「賑わいづくり、伊丹ブランド構築の一翼を担います」では文化資源を活かし、他市からの交流人口を増やすとともに、定住人口の増加を目指し、「伊丹ブランド」の構築の一翼を担っていくことを定めています。

最後に、基本方針5の「公共施設マネジメントに基づき施設の有効活用を図ります」では、人口構成の変化によるライフスタイル、施設使用形態の変化も鑑み、事業・機能の集約や運営主体・形態の変更等、より機動的な活用方法についても検討していくことを定めています。

次に、「「指針」を読む限りでは、アイホールをしっかりと活用するとはしか読めないが、どのような議論から、今回のアイホールの用途変更が考えられたのかについて」ですが、演劇ホールでは、市民利用率の低さや割高なサービスコストといった問題を抱えていたところ、特殊な舞台装置の老朽化に伴い、数年のうちに約4億円という多額の改修工事が必要と見込まれたことから、一旦、立ち止まり、このまま施策を進めていいものかその考えのもと、検証を実施していくものとしたところであり、国のサウンディング調査に加え、様々な可能性を検討するサウンディング調査を再度、本市において実施することとしたものであり、事業発案段階や検討段階においての意見交換の場としているところがあります。

また、指針では、策定時に設置されている文化施設について、活用することを定めているものがありますが、基本方針5にもお示ししているとおおり、公共施設マネジメントに基づき施設の有効活用を図る必要があることは、指針策定時にもお示ししているところでもありますので、この指針によって、

演劇ホールがあり続けることを示しているものではなく、演劇ホールとして存続する限りは、活用していくこととなりますし、仮に、他に転用されることになった場合についても、これまで、演劇ホールで実施している事業は、形を変えて実施していくことによって、指針上の目標を達成できるものであると認識しております。

大津留求議員

まず、伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の見直しについて意見を述べます。

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針、及び現在行われている「見直し」は、今後の市の方針を決めるだけに大変重要です。当事者の声や想いをしっかりと反映させた「見直し」をしていただきますようお願いいたします。

言うまでもありませんが、どんなに立派な「基本方針」を策定しても、しっかりと周知啓発する施策を展開できなければ意味が無く、またその進捗状況を人権に関わる当事者団体の代表からなる「推進会議」で継続的にチェックしていくことは大変重要です。

近い将来、それぞれ個人が尊重され、多様性のある、誰もが自分らしく生活できる街・伊丹になるよう、私も努力していきます。まずは議論を尽くした新「基本方針」の策定に期待しています。

「演劇ホール（アイホール）活用問題から文化・芸術を考える」に関し、質問を続けます。

文化施設の課題について「平成17年（2005年）6月以降、文化3館の老朽化による大規模改修、今後想定される人口減少に伴う利用者減少などの課題について関係部署により協議を行ってまいりました」と代表質問において答弁されています。

まず約15年、具体的にどのような協議をおこなってきたのかお尋ねします。

都市活力部長西本秀吉

協議が始まりだした15年前は、文化会館は築7年、音楽ホールは14年、演劇ホールは17年と、建築から20年足らずの状態でありましたことから、今後想定される人口減少など文化を取り巻く環境変化への対応、いかに市民に施設をご利用いただくかなど、活用方法についても積極的な協議が始まりました。

また、本市の公共施設につきましては、特徴的な施設が多くあり、様々なサービスを提供することができる反面、修繕工事一つ取りましても、多くの費用がかかりますことから、計画的な施設整備、市民ニーズを満たすことのできる効率的な運営が求められてきました。

演劇ホールにつきましては、区分所有という特殊な形式で保有しているうえに、演劇のための特殊

な構造を備えた施設でありますことから、演劇がない時の有効活用などについて、特に検討が必要な施設であります。

そのため、まずは、市民の利用率を高める施策を講じ、市民に対し、施設の価値活用を高めるとともに、国の補助金なども活用し経費節減を図ることに取り組んできました。

本市の公共施設マネジメントの方向性が示された以降、さらに、その意識を高め取り組んできたところです。

大津留求議員

美術館や工芸センター・伊丹郷町館・柿衛文庫で構成される「みやのまえ文化の郷」の「市民利用率」は、アイホールと同程度です。2018年に策定された「指針」では、「市民使用率の向上」などの長年の課題を、どう位置づけ、どのような解決方法を示されたのかお尋ねします。

都市活力部長西本秀吉

これまで、「美術館」、「工芸センター」、「伊丹郷町館」に「柿衛文庫」を加えた「みやのまえ文化の郷」では、市民利用率を向上させる様々な施策を推進してまいりました。

「伊丹市の文化振興施策にかかる指針」に沿って申し上げますと、まず、基本方針1「文化芸術が身近にあるまち」では、工芸センターにおいて「夏休みクラフト教室」を開催し、施設に訪れた市民が、直接、文化を体験する事業を実施したほか、美術館や柿衛文庫では、相乗効果を高める取り組みとして、博物館と連携し「むかしのくらし」展に合わせた展示を実施するなど、市民を施設に誘導する取り組みなどを行いました。

基本方針2「人と人がつながる場所としての文化施設の活用」では、「柿衛文庫」において、句会を開催する中で市民交流を図ったほか、「伊丹郷町館」では、集まった市民の方を対象に、現存する酒蔵の長い歴史をたどるツアーとして、旧岡田家住宅・酒蔵の非公開エリアを館長とともに巡る催しなどを実施することにより、市民交流を図ってきました。また、施設の利用を促進するため、施設を飛び出し、アウトリーチ事業にも取り組んできたところです。

基本方針3「市民の主体的な文化活動の支援」では、「美術館」において、市民参加型の事業として、「伊丹市芸術家協会展」や「伊丹美術協会展」を開催しております。

基本方針4「賑わいづくり、伊丹ブランド構築の一翼を担う」では、まちなかで楽しむことができる事業の展開として「鳴く虫と郷町」を、近隣施設と合同で実施し、まちのにぎわいづくりに取り組んできました。

市民の誰もが文化芸術に触れ、心豊かな社会を実現するため、多くの市民に文化施設をご利用いただくうえで、利用率は一つの指標になるものと考えているところです。今後は今議会に提案させていただいております、伊丹ミュージアムとして、さらなる、文化施策の充実を図り、市民利用率の向上に努めてまいります。

大津留求議員

「費用対効果」や「生産性」が声高に叫ばれる現代社会ですが、人権施策同様、文化・芸術は、その成果を数字で表すことが難しい分野です。衣食住があれば生きることができますが、心身ともに健康で文化的な生活、人間らしい生活を営むためには、一見「非生産的」にみえるものを、どれだけ大切にできるのか。そのことが今問われています。

市は文化行政を維持発展させていくために、どのようなことをお考えでしょうか。見解を伺います。

都市活力部長西本秀吉

「伊丹市の文化振興施策にかかる指針」に示されている将来像「対話を通して 楽しみ 広がる ～文化芸術がそばにあるまち～」を目指し、5つの基本方針に沿って、今後も、文化振興施策を推進してまいります。

現在、コロナ禍の影響により、施設利用が制限されるなか、市民交流の機会が減少し、事業実施の際には、人数を半数に制限し、会話を避け、実施しているところであります。

しかしながら、市民の皆さまは、これまでのように、文化・芸術にふれる機会を切望しておられ、先日、行われました伊丹シティフィルハーモニー管弦楽団のファミリーコンサートでは、整理券の配布が数日で終了するなど、文化・芸術に希望や、勇気を求めるお気持ちはこれまで以上であると実感しているところであります。

今後は、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた事業提案などで、より多くの市民の皆さまに文化・芸術に触れていただき、豊かな市民生活を実現していただけるよう、これまでの運営にこだわらず、市民ニーズを的確に把握し、持続可能な文化振興施策を推進してまいります。

大津留求議員

最後に提案を含めた意見を述べます。

本市は文化施設が充実していますが、その機能を十分に発揮できていない、と今回の質問を通して痛感しています。代表質問の答弁でもありましたが、文化を活用して街づくりを考えるのは、運営を

お願いしている「指定管理者」ではなく「市」の役割です。

そして市を動かすのは「市民」です。その視点が足りなかったと感じます。

私たち議員・市民を含めた市全体が、文化施設があるのが当たり前という感覚に陥っていたのかもしれない。今回の「アイホール活用問題」は、公共施設マネジメントや財政の視点から考えた場合、文化・芸術施設でさえアンタッチャブルな存在ではないという現実を私たちに突き付けたとも言えます。

今後公共施設は、市民や地域と連携し、交流や親しみが持てる施設にしないと、どんなに文化・芸術的に価値が高いものを公演していても、それだけでは生き残っていけない。そんなことも考えさせられました。

そこで、30年以上の演劇ノウハウや人材の蓄積を最大限活用した「演劇を活かした街づくり」を、全庁的に市民と共に展開することを提案します。具体的なイメージは次のようなものです。

例えば、アイホールを都市ブランドとして確立し、中心市街地とのコラボ企画や、ツアーコンテンツとして活かす観光戦略をたてる。

例えば、高齢者劇団の設立や自分史講座などの生きがいつくり、演劇ワークショップを使った介護予防・地域福祉の増進や、高齢者・障害者施設へのアウトリーチワークショップを行い、誰もが自分らしく生きることができる街を創っていく。

例えば、低価格で演劇を鑑賞できる機会提供や、新米パパママへのワークショップ、子どもの非認知能力を伸ばすワークショップ授業や、アイホール舞台を使用した表現活動を展開する。

例えば、地域の方々や子どもたちが、アイホールに行けばなんか面白い事やっている、と思えるオープンな企画（公開リハーサル、バックヤードツアー、劇団員のパフォーマンス）を企画して多世代交流や、生きづらさを抱える子どもの居場所として位置付ける。そして公演事業もある場所、アイホール。

市と市民と演劇関係者（アーティスト）が、アイホールという場所と30年間蓄積されてきたポテンシャルを、街づくりのために最大限活用することができたら、人口減少が避けられない将来に向け、地理的条件等の理由ではなく、本当の意味で、本市が「選ばれる街」に脱皮できるのではないだろうか。

今回の問題提起が、新たな伊丹を創造する契機にしたいとの想いを伝え、発言を終わります。